

平成30年7月9日

各位

東山口信用金庫

平成30年7月豪雨に対する当金庫の対応について

東山口信用金庫（理事長 嶋本 博）では、この度の平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様の復旧・復興に向けた取組みを支援するため、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

被災された皆さまの一日も早い復旧・復興をお祈りするとともに、当金庫は復旧に向けた支援に取り組んでまいります。

記

1. ご預金の払戻しについて

被災にともない、ご預金の通帳・証書・ご印鑑等をなくされた被災者の方につきましては、ご本人さまの確認をおこなったうえで払戻しの対応をおこないます。

2. 災害復旧ローンの取扱いについて

項目	内容
対象となる方	災害により被害を受けた方
資金用途	被災からの生活再建にかかる次の資金 ①住宅の補修・修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電等の修理・買換費用 ④申込人の方が当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金 (借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※①から③のいずれかと合わせた申込に限ります
お申込金額	500万円以内
お借入期間	3ヵ月以上10年以内
ご融資利率	1.50% (固定金利・保証料込)
お借入形式	証書貸付
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済 (元金据置期間は6ヵ月以内) ※お借入金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額 (ボーナス) 返済併用も可
お支払い方法	ご購入先等に振込 ※お借入金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは当金庫の判断で振込しなくても可
保証会社	一社) しんきん保証基金

【留意事項】

次のいずれかに該当する資金は、災害復旧ローンの対象とはなりません。

- ・ 事業性資金
- ・ 個人間売買による購入費用
- ・ 支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業
- ・ 支払済資金

2. お取扱期間

平成30年7月9日（月） ～ 平成30年12月28日（金）まで

※詳しい商品内容につきましては、当金庫各営業店窓口までお問合せください。

※お申込に際しては、当金庫所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

《東山口信用金庫 業務部内(担当:中野・小野)》
〒747-0034 山口県防府市天神1丁目12番18号

TEL:0835-23-4060

 **東山口信用金庫**